

令和 8 年度防衛関連産業技術力向上支援事業補助金 募集要項

公募期間：

令和 8 年 5 月 1 3 日（水）から令和 9 年 2 月 1 0 日（水）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

制 度 概 要	佐世保市内の造船・防衛関連企業が人材育成や研修機材の導入を行う際に、経費の一部を補助するものです。
補 助 対 象 者	次の要件を全て満たす者。 ・造船・防衛関連産業を営む企業及び団体等 ・市税に滞納がない者
補 助 対 象 経 費	人材育成事業：従業員の資格取得に係る経費等 研修機材導入事業：人材育成に資する研修機材の導入経費
補 助 率	対象経費の 2 分の 1 以内
補 助 限 度 額	①人材育成事業：1 企業あたり 100 千円、団体等の場合は 300 千円 ②研修機材導入事業：500 千円 ※①と②の事業を合わせて申請する場合は、それぞれの補助限度額を上限として、合算した金額で申請することが可能です。

【問合せ先】 佐世保市 経済部 商工労働課 担当：菊池
電 話：0956-37-6112（内線 3003）
メー ル：syoko@city.sasebo.lg.jp

1. 制度概要

(1) 趣旨

市内の造船・防衛関連企業等の技術力の向上・継承を促進し、受注機会の拡大を図ることを目的として、企業等が人材育成の取組及び人材育成に資する研修機材の導入を実施する際に、「防衛関連産業技術力向上支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）を交付するものです。

(2) 補助対象期間

交付決定を受けた日から令和9年2月10日（水）まで

(3) 補助対象者

次の要件を満たす者

- ① 市内で造船・防衛関連産業を営む企業及び団体等
- ② 市税に滞納がない者

(4) 補助対象事業等

- ① 人材育成事業：造船・防衛関連企業及び団体等が行う、研修会、講習会等の実施や従業員の資格取得に向けた事業
- ② 研修機材導入事業：人材育成に資する研修機材等を導入する事業

(5) 補助対象経費

- ① 人材育成事業

研修会や講習会の実施及び従業員の資格取得に係る経費。

- ② 研修機材導入事業

設備等の取得価額。（消費税・地方消費税、振込手数料については補助対象外）

※補助対象期間内（最長で令和9年2月10日まで）に支払が完了した経費に限ります。

取得価額：資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産の購入のために要した費用を含む）

(6) 補助率等

- ・補助率：対象経費の2分の1以内
- ・補助限度額：

① 人材育成事業：1企業あたり100千円、団体等：300千円

② 研修機材等導入事業：500千円

※千円未満の端数は切捨て

※①②の事業を合わせて申請する場合はそれぞれの上限度額が補助限度額になります。

2. 申請の手順等

(1) 公募期間

令和8年5月13日（水）から令和9年2月10日（水）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※郵送による場合は、令和9年2月10日（水）までの消印有効。

(提出先・郵送先) 〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10
佐世保市役所 経済部 商工労働課 宛

(2) 交付申請

下記の書類を提出してください。

下記の書類のみで交付要件が確認できない場合、追加で別途書類の提出をお願いする場合があります。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等が申請する場合は、構成する企業者の名簿
- ⑤ 市税の滞納のない証明書
- ⑥ 導入設備の見積書
- ⑦ 造船・防衛関連産業に関わっていることが分かる資料（事業内容に関する資料等）

(3) 実績報告

本事業を完了したときは、その日から30日以内又は令和9年2月10日(水)のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出してください。

※令和9年2月10日(金)までに導入設備に係る納入、支払、実績報告が完了できない事業は対象外です。外的要因による補助対象設備の納入遅延等があった際についても救済措置等はありません。

- ① 実績報告書(様式第8号)
- ② 事業実施状況報告書(様式第9号)
- ③ 収支決算書(様式第10号)
- ④ 事業実施のために要した経費を証する書類(納品書・請求書・領収書の写し等)
※領収書が無い場合は、支払ったことがわかる書類(預金取引明細、通帳の写し等)
- ⑤ 導入した設備の写真
・機材の導入状況がわかるもの … 1設備につき1枚以上
※いずれも撮影が難しい場合は相談してください。

(4) 補助金の支払い

実績報告後に事業内容の検査を行い、補助金交付額の確定後、請求に基づき精算払いを行います。

(5) 事業実施後の状況報告(事業実施後5年間)

本補助金の交付を受けた事業者は、補助事業完了後5年間にわたり、毎年度、本市が指定する期日までに、事業実施後の状況報告書を提出しなければなりません。

(報告時期は別途通知します。)

本報告は、本補助事業による効果(人材育成や受注の状況等)を把握し、今後の施策の改善等に活用することを目的として実施するものです。

なお、本報告は補助金の交付条件に基づく義務となります。

提出資料は以下のとおりです。

- ① 事業実施後の状況報告書(様式第12号)
- ② 直近の決算書
(貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費明細・製造原価明細(作成している場合))
※上記書類により確認できない場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

3. 注意事項

(1) 申請書様式等の入手方法について

佐世保市ホームページ内「佐世保市防衛関連産業技術力向上支援事業補助金について」に掲載しています。

○佐世保市ホームページ（URL）：

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/boueikannrennsanngyou.html>

(2) 交付申請の時期について

交付申請は、人材育成事業及び研修機材等導入事業を実施する前に行う必要があります。

ただし、研修機材等を導入前であっても、以下の事務処理期間が確保できていない場合には、申請を受付できない場合があります。

<事務処理期間>

・補助金の交付決定 … 1～2週間

※申請書類に不備等があった場合には、さらに時間を要する場合があります。

(3) 事業計画の変更

交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出してその承認を得なければなりません。承認を受けなかった場合、補助金が交付されない場合がありますので、事前に相談してください。

<承認が必要な例>

事業計画の大幅な変更、導入機材等の変更、補助額の20パーセント以上の減額

(4) 本補助金の支払について

実績報告書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合、請求に基づき本補助金を支払います。概算払いは致しません。

(5) 調査及び実地検査等

本事業完了後5年間は、本市が行う本事業に関する調査に協力しなければなりません。

また、上記「2.（5）事業実施後の状況報告」に基づき、毎年度の状況報告書を提出しなければなりません。（詳細は「2.（5）」をご確認ください。）

さらに、事業完了後5年間は会計検査等の対象となり、実地検査等が実施される場合があります。

これらの検査により、補助金の交付条件に適合しない事実が認められた場合は、補助金の返還等を求めることがあります。

(6) 補助金の返還

本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、補助金の返還を求めます。

(7) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から起算して5年間、管理・保存しなければなりません。